

あなたから見て、感染した人がいる		
あなた	ご家族	同僚
ケース1	ケース2	ケース3
あなたから見て、感染の疑いがある人がいる		
あなた	ご家族	同僚
ケース3	ケース4	ケース5

# 行動基準例(全社員共通)

**基準例を参考に各社で独自の行動基準を作成しましょう。**  
**(本基準例は佐久商工会議所HPからダウンロードできます)**

新型インフルエンザ感染者の増加に伴い行動基準を作成いたしました。

この行動基準に従いご本人ご家族が感染あるいは感染の疑いがある場合には、ケースに応じて迅速に対応しましょう。

事業所内すべての従業員に周知徹底をしてください。

資料提供：アクサ生命保険(株)

		STEP1	STEP2	STEP3
あなた、同居のご家族、職場の同僚のどれかが、新型インフルエンザに感染（A型インフルエンザ検査で陽性判定）した場合				
Case1	あなたが、A型インフルエンザで陽性との診断を受けた場合	自宅待機を上司に報告	医師の指示に従う	1週間の自宅待機後、新型インフルエンザの症状がなく、ご自身で完治したと判断できる場合は職場復帰
Case2	同居のご家族が、A型インフルエンザで陽性との診断を受けた場合（この時点で、あなたは濃厚接触者です。）		あなたの健康状態を経過観察	1週間の自宅待機後、あなたに症状がなければ職場復帰
職場の同僚が、A型インフルエンザで陽性との診断を受けた場合（感染した同僚と、過去1週間以内に、以下1～3のいずれかに該当する事例がある場合、あなたは濃厚接触者です。）				
Case3	1 席が2m以内で、かつ合計1時間以上にわたる、一緒に執務時間があった。	自宅待機を上司に報告	あなたの健康状態を経過観察	1週間の自宅待機後、あなたに新型インフルエンザの症状が発生しなければ職場復帰
	2 会議等で、1時間以上の濃厚接触があった（※会議とは、罹患者の飛沫により、感染する可能性の高い会話や打合せと定義している）			
	3 上記以外の濃厚接触があった			
あなた、同居のご家族、職場の同僚のいずれかに、新型インフルエンザの症状が発生した、又は職場や学校等から自宅待機の指示を受けた場合				
Case4	あなたや同居のご家族に、新型インフルエンザの症状が発生した場合	自宅待機を上司に報告	医療機関で新型インフルエンザ検査を受診	A型インフルエンザの判定が陰性であれば職場復帰
Case5	同居のご家族が、職場や学校等の指示により、自宅待機の指示を受けた場合	出社前の検温、体調確認を実施	同居のご家族の健康状態を経過観察	1週間の経過観察で、同居のご家族に新型インフルエンザの症状が発生しなければ、出社前検温・体調確認を終了
職場の同僚が自宅待機の指示を受け、又は新型インフルエンザの症状が発生した場合（その同僚と過去1週間以内に、以下1～3のいずれに該当する事例がある場合、あなたも感染している可能性があります。）				
Case6	1 席が2m以内で、かつ合計1時間以上にわたる、一緒に執務時間があった	出社前の検温、体調確認を実施	あなた自身の健康状態を経過確認	1週間の経過観察で、あなたに新型インフルエンザの症状が発生しなければ、出社前の検温・体調確認を終了
	2 会議で1時間以上濃厚接触があった（※会議とは、罹患者の飛沫により、感染する可能性の高い会話や打合せと定義している）			
	3 上記以外の濃厚接触があった			